

議案第40号

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

世田谷区発達障害相談・療育センター条例（平成20年12月世田谷区条例第71号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。